

北海道告示第 10914 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 11 月 16 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 7 月 15 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル苫小牧西店
苫小牧市錦岡 53 番 1 ほか 17 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津 1 丁目 12 番 2 号

(3) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設② 午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後) 荷さばき施設① 24 時間

荷さばき施設② 24 時間

(4) 変更する年月日

令和 2 年 6 月 26 日

(5) 変更する理由

営業施策のため

2 届出年月日

令和 2 年 6 月 25 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2 年 7 月 15 日（水）から 11 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで